

## 調査事業に係る事後評価記載様式

### I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

法定協議会を適切に開催し、地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握した上で、地域公共交通に関する目標を適切に設定し、当該目標を達成するための事業を具体的に検討する等連携計画の策定に向けて必要な調査を行い、計画事業の実施に向け、地域関係者の実質的な合意形成を図った。

### II 連携計画策定調査の総合性・整合性

#### 1 調査の範囲

##### ① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

いすみ市について、社会動向(人口動向、自家用車保有率の推移等)、主要施設(医療機関、福祉施設、学校、公民館、大規模商業施設、観光施設等)の配置、隣接市町村と本市との間の通勤・通学の状況、公共交通サービスの状況等に係るデータ・資料を整理するとともに、公共交通サービスに対する要望等に係る住民アンケート調査やバスに係る利用実態調査を実施することにより、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く把握した。(別添のいすみ市地域公共交通総合連携計画報告書(案)を参照)

##### ② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

大規模商業施設等の集客施設の立地状況を踏まえつつ、また高齢者の外出支援としての福祉タクシーも含め、公共交通の問題点・課題を整理している。

#### 2 地域公共交通に関する目標の設定

##### ① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

バスに係る利用実態調査を実施することにより、利用者層、バス利用者満足度、バス利用者数を把握した上で、地域公共交通に関する目標として設定している(別添のいすみ市地域公共交通総合連携計画の素案を参照)

##### ② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

バス利用流動分析や地域の交通状況の把握等を実施しており、そこから明らかになった社会的ニーズに定めるべく設定された目標である。

#### 3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

##### ① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。

また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

旧3町間の連携強化(地域間移動、公共施設利用の促進等)や市民の日常生活支援・交通事故防止・観光客誘導を達成するために、市内バスの本格運行に当たっての市民移動に対応し、また市外流動を考慮した鉄道との接続向上を図った運行ダイヤの設定、運賃制度の改善、利用促進方策を選定した。(別添のいすみ市地域公共交通総合連携計画の素案を参照)

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<b>Ⅲ 自立性・持続性</b>
<b>1 事業の実施に向けての準備</b>
<p>① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p> <p>地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業について、具体的内容とスケジュールを検討した(別添のいすみ市地域公共交通総合連携計画の素案を参照)。福祉タクシー助成等一部の事業については、関係機関との調整が必要となり、具体的内容まで確定できなかったため、今後関係機関との調整を図りながら、確定していく予定である。</p>
<p>② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p> <p>評価基準をバス利用者数と収支率とし、運行事業者からの実績報告により実証運行と同様に把握することとした。また、事業全般の評価を把握するために、利用者アンケートも実施することとした。</p>
<p>③ 事業の実施主体が検討されたか。</p> <p>路線バスの本格運行の実施主体については、実証運行を行った交通事業者から意見等を聴取し、第2回法定協議会において、事業の実施は引き続き、実証運行を行った交通事業者としたいとの提案がいすみ市から行われ、協議の上、関係者合意が形成された。</p>
<b>2 事業の実施環境</b>
<p>① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p> <p>市内バスの実証実験は、総合事業(計画事業)による国費を活用して行われていたが、平成20年12月からの本格運行に当たっては、いすみ市の平成20年9月議会で財政支出することにより運行していくこととなった。また、バス停・待合所等の設備及び情報提供のツール等については、総合事業(計画事業)による国費のほか、いすみ市からの財政支出によるということで、現在財政担当課と協議中であり、いすみ市の平成21年3月議会で平成21年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p> <p>現在は、いすみ市役所からの呼びかけによる利用促進が中心となっているが、今後、自治会・PTA・老人会等の地縁組織や地元企業、商工団体、学校等による公共交通機関の利用促進の取り組みが積極的に推進されるしくみづくりを検討している。</p>

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<b>IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成</b>
<b>1 協議会における審議体制等</b>
<b>① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。</b>
「いすみ市地域公共交通活性化協議会」の運営要領が第1回法定協議会で決定され、制定されており、法定協議会の審議事項は、調査事業の進め方、調査事業の実施状況、調査事業に係る自己評価、連携計画の策定、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、計画事業に係る自己評価、その他法定協議会において必要と認めた事項と規定されている。(法定協議会運営要領を参照)
<b>② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)</b>
「いすみ市地域公共交通活性化協議会」の構成員には、「旧いすみ市市内交通システム調査委員会」の代表として、元夷隅地区区長協議会会長、いすみ市大原区長会会長、元岬地区区長会会長、いすみ市商工会会長(岬地域)、いすみ市商工会副会長2名(夷隅地域、大原地域)が含まれているほか、調査事業の進め方を同協議会で審議した上で、アンケート調査や団体ヒアリングを行い、現在の利用状況に加え、公共交通の潜在利用ニーズを把握し、いすみ市地域公共交通連携計画案の策定を行った。
<b>2 協議会における審議</b>
<b>① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。</b>
第1回法定協議会においては法定協議会の審議事項も含む運営要領が決定され、それ以降の法定協議会においては調査事業の進め方、実施状況が報告・審議されたほか、調査事業に係る自己評価報告案が報告・意見徴収されており、調査事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。また、別途進められている計画事業の状況についても報告・審議された。
<b>② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。</b>
「いすみ市地域公共交通活性化協議会」の運営要領において、議事の傍聴は原則可能であること。議事録はインターネットのHPにおいて会議開催後速やかに公表することが規定されており、当該規定に則って、協議会の議事録が開示されている。
<b>3 地域関係者の実質的な合意形成</b>
<b>① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。</b>
「いすみ市地域公共交通活性化協議会」において調査事業の進め方、実施状況が報告・審議するとともに、計画事業のメイン事業となる市内バスの本格運行については議会でも審議してもらっており、地域関係者の実質的な合意が形成されたと言える。

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。